

平成 28 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 28 年 2 月 29 日

赤井委員

昨年 6 月に改正道路交通法が施行されました。自転車運転者講習制度ということで、まだ 1 年たっておりませんが、自転車の交通事故が非常に多いという中であって、私ども公明党としても、これまでの本会議でこれについては取り上げさせていただきました。これまで県警が取り組んできましたこの自転車事故防止対策を更に充実させていただきたいと思っております。この制度を更に適正に運用して自転車事故の防止に結び付けていただきたいと思いますということで、昨年 1 年間の自転車事故の発生状況についてまず伺いたいと思います。

交通総務課長

平成 27 年中の自転車に関連した事故の発生状況についてお答えします。発生件数は 6,143 件であり、前年よりも 757 件の減少となっております。亡くなられた方については 22 人で、前年よりも 1 人の減少となっております。また、けがをされた方が 6,067 人となっております、前年よりも 734 人の減少となっております。

赤井委員

事前に、過去 5 年間の推移という資料をいただきました。発生状況、それから死者数、負傷者数、若干増減はありますが、徐々に減ってきているのではないかと思います。それでは自転車事故の特徴を伺います。

交通総務課長

自転車事故の主な特徴ですが、年齢層別では 15 歳以下の事故が 1,015 件ということで最も多くなっており、全体の 2 割を占めております。自転車側に何らかの違反が認められた事故が 4,297 件あり、全体の約 7 割を占めております。亡くなられた方 22 人のうち 19 人は、頭にけがをしたことが亡くなった原因となっております。こういったことが主な特徴として挙げられます。

赤井委員

全体の発生件数の中の 2 割近くが 15 歳以下ということをお伺いしました。15 歳未満、すなわち小学生、中学生といった児童・生徒が一番多くなっている、犠牲になっているということから考えると、これらの方々に対しての自転車の乗り方、あるいは交通安全に対する教育を進めていく必要があると思っております。その辺について、これまで県警として安全教育をどういった形で行ってこられたのか伺います。

交通総務課長

交通安全教育については、自転車の交通安全講習、チリリン・スクールなどを通して幅広い年齢層の方を対象に自転車を利用する際の責任や正しい通行方法について周知を図っているところです。昨年中においては、自転車を対象とした交通安全教室、これはチリリン・スクールも含んでおりますが、1,765 回、25 万 7,519 人を対象に行ったところです。また、平成 26 年 5 月から毎月 5 日を自転車の安全利用を啓発するための強化日、いわゆるチリリン・デーに指定し、昨年中からキャンペーンや街頭点検、チリリン・スクール、スケアードストレ

イト方式による交通安全教室などを行ったところでは。

赤井委員

約1,700回、約25万人を対象に交通安全教室を行ったと伺いました。それから毎月5日チリリン・デーということで、これについては、これまでも我が会派でももう少し徹底する必要があるのではないかとやってきたところでもあります。そういった中で、特に自転車側の違反が数多く見られたと伺っています。この6月1日の改正道路交通法でスマートフォンの禁止や傘差し運転の禁止など、いろいろなことが決められたわけですが、そういう点についての自転車の違反行為に対してどのような方針で指導を行ってきたのか伺います。

交通総務課長

自転車の違反行為に対しては、自転車の運転者講習制度の対象となっております14種類の危険行為はもとより、二人乗りや傘差し運転、無灯火といった違反行為についても見過ごすことなく声を掛け、悪質危険なものは取締りを行ってきたところでもあります。昨年中の自転車事故を原因別に分析すると、指定場所の一時不停止、信号無視、交差点での安全確認を怠ったなどが原因で事故が起きております。引き続き自転車運転者の方に対してルールやマナーを守るよう、街頭における指導を徹底してまいりたいと考えております。

赤井委員

改正道路交通法では、今話がありました自転車運転者講習の対象として14種類の危険行為があり、3年以内2回以上検挙された方が対象となるとされていますが、神奈川県内での危険行為の登録状況、それから成人、少年の内訳、この辺について伺います。

交通総務課長

自転車運転者講習制度の運用開始以降、その対象となる危険行為をして登録された方の数は、昨年12月31日現在で491人です。なお、この491人という数ですが、本制度で定められている14種類の行為で検挙された方と自転車により交通事故を起こし送致された方を合わせた数となっております。

次に、登録された方の内訳については成人が403人、少年が88人となっております。さらには、少年のうち高校生が42人、中学生が6人です。また、免許の保有別については、免許を受けている方が293人、受けていない方が198人となっております。

赤井委員

ちなみに、今、危険行為の登録ということで491人と伺いましたが、これは全国的に見て、神奈川県は多い方なのでしょうか。神奈川県は全国的に何番目ぐらいになるのか、また、一番多いところはどの程度なのか、分かる範囲で伺います。

交通総務課長

全国で申しますと、一番多いところが大阪府で2,673件となっております。次いで、警視庁が1,907件、3番目が兵庫で780件、4番目が本県神奈川で491件、神奈川の下5番目が京都府で364件となっております。

赤井委員

ちなみに、先ほど来言っています自転車運転者講習制度は3年以内で2回以

上繰り返した方が対象となります。まだ3年たっていないわけですが、この1年以内の中で既に2回繰り返した方は神奈川県ではいるのでしょうか。

交通総務課長

本県についてはいまだおりません。

赤井委員

1年たっていないわけですから、なかなかそういう人たちはいないのかなとは思いますが。ちなみに、大阪府2,673人、警視庁1,907人、兵庫780人と伺いましたが、全国的に見て3年たっていない中で、この講習制度を受けている受講者はどの程度いるのか伺います。

交通総務課長

平成27年中ですと、全国で7人講習を受けている方がいらっしゃいます。内訳は、大阪府で5人、警視庁で1人、岡山県で1人となっております。

赤井委員

ちょうど比例するのかなという感じがします。この自転車運転者講習制度は神奈川県ではまだ行っていないわけですが、この講習の内容、マニュアルがあるのかどうか、どこで行うのかなど、そこら辺について伺います。

交通総務課長

自転車運転者の講習については、平日または日曜日の指定した日に運転免許試験場の講習室において交通安全教育を担当する警察官が行うことになっております。内容については、3時間の座学であり、自転車事故の悲惨さ、運転者としての責任、交通ルールを守ることの大切さなどを認識していただくために、交通ルールに関する理解度チェック、被害者等の体験談の紹介、違反行為を伴う自転車事故の映像の視聴、受講者同士または講師との間での討議など専用シートやテキストなどを用いて行うことになっております。

赤井委員

先ほど491人、その内訳も伺いました。成人が403人で少年が88人と伺いました。それから、少年の中には、中学生、高校生も入っていると伺いました。そうしますと、この運転者講習制度が3時間の座学という内容と伺いましたが、大人の人と同じ内容、あるいは運転免許を持っている人と持っていない人では運転に対しての交通法規などの知識の差が大分あると思います。この辺についての講習はいろいろと課題も出てくると思います。まだ行っていないので分からないかもしれませんが、今つかんでいる範囲でそういった課題に対してどのように取り組んでいくつもりなのか伺います。

交通総務課長

危険行為をして登録された方の中には、免許を受けている方、受けていない方、お年寄りや中学生など様々な方が挙げられます。講習を行う際には、理解度に差異が生ずることが考えられますので、受講者に合わせた配慮が必要になってくると考えております。したがって、免許を受けていない方や中学生に対しては、より丁寧で分かりやすい説明や事例の挙げ方などを心掛けてまいりたいと考えております。また、免許を受けている方と受けていない方、あるいは成人と少年、これらの方を同一の機会での受講を避けるなど、しかるべき配慮も行ってまいりたいと考えております。

赤井委員

人数もまだ少ないですが、違反をしているわけですから丁寧な対応が必要になってくるのかなと思います。また、少年の受け方については将来に向けてという意味で、しっかりと見ていってあげる必要があるかなとも思います。先ほど自転車を運転されて亡くなった方の人数が22人ということで、これはここ5年ぐらい若干の増減はあるが、変わっていないと伺いました。こういった中で、ヘルメットの着用、非着用について統計をとっておられますか。

交通総務課長

平成27年中に自転車に乗っていて亡くなられた方は22人おられます。そのうち、頭部に大きなけがをして亡くなった方が19人です。その19人のうちヘルメットを着用していた方が1人、ヘルメットを着用していなかった方が18人となっております。

赤井委員

たしかヘルメットについては、大人の場合は特に義務付けられていなく、子供の場合は義務付けられているかと思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

交通総務課長

道路交通法の規定では、保護者等に対して児童または幼児が自転車に乗る際はヘルメットを着用させるよう努めるということで努力義務になっております。

赤井委員

努力義務かもしれませんが、ヘルメット非着用がほとんどを占めるということを見ると、大人の場合は、今までヘルメットを着けたことがないと思いますのでなかなか難しいかもしれませんが、子供の場合は、最初から自転車に乗るときにヘルメットを着けさせておけば、潜在的に入ってくると思います。そういった意味で、例えばヘルメット非着用をなくすといったように頭部損傷等による死亡者を少なくするということに対して神奈川県警としてどのような対策を講じていますか。

交通総務課長

自転車乗用中に亡くなられた方の数については、平成22年からの推移で見ますと20人前後で増減を繰り返している状況です。したがって、これを更に減少させていくためには、ヘルメットの着用を周知していく必要があると考えております。県警察としては、交通安全教室やキャンペーンなどのあらゆる機会を通じて自転車ヘルメットの着用を呼び掛けているところです。さらには、自治体をはじめ関係機関、団体に対して自転車用ヘルメットの助成制度がある場合は対象の拡大、制度がない場合は新たに設けていただくよう働き掛けているところです。また、地域のスポーツ少年の団体に対して所属する児童にヘルメットを着用させるよう働き掛けていくこととしております。

赤井委員

ちなみに、今の助成制度という点で神奈川県内の自治体では幾つぐらいあり、そしてどのような例があるのか伺います。

交通総務課長

自転車のヘルメットの助成制度ですが、現在、四つの自治体と二つの団体で

設けていると承知しております。大まかな内容ですが、値段について1,000円を助成するもの、2,000円を助成するもの、300円を助成するとともに自転車の無料点検を行うものなどがあります。また、対象については、13歳未満の子供の保護者を対象とするもの、13歳未満の子供の保護者及び65歳以上の高齢者とするもの、あるいは、地域内の居住のもの及び在校生とするものなどがあります。

赤井委員

自治体によって助成制度をいろいろと講じているということは非常に大事だと思います。同時に、各団体でもいろいろなことを考えているようですが、県警としてもヘルメットの着用を義務付けるということも考えてしっかりと進めていってほしいと思います。また、自転車については最近非常に増えているわけですが、私が住む平塚の場合も広い通りでは自転車レーンというのが結構整備されてきました。また、ここは自転車レーンだよという舗装も変えてきているという点で、非常に走りやすくなっていると思います。そういう意味では、自転車の通行環境の整備も非常に大事だと思いますが、県警としてつかんでいる自転車レーンの整備状況を伺いたい。これは道路管理者などとのいろいろな問題があるとは思いますが、事故防止という点では県警もやはりいろいろな形でこれについても取り組んでいかなければならないと思います。その辺についてどういうお考えですか。

交通規制課長

自転車レーンの整備状況についてですが、いわゆる自転車レーンと言いますのは、公安委員会の交通規制である自転車専用通行帯を指します。本年2月末現在、県内でこの交通規制を行っている区間は85区間あり、距離にして延べ約54キロメートルとなっております。代表的な整備事例としては、平成24年9月以降、横浜市内のみなとみらい地区に自転車レーンをネットワーク化する取組を横浜市と連携して実施しております。そのほか、一般国道では、平成26年に茅ヶ崎市内の国道1号の上下線に約1.9キロメートルの整備を行っております。このほかにも、道路の新設や改良に伴う警察と道路管理者との事前協議の段階から自転車レーンの設置を前提とした協議を行っているなど、道路管理者と綿密な連携を図りながら自転車の走行空間の確保に努めているところであります。

赤井委員

道路管理者、それから各基礎自治体との問題、財政上の問題、道路の幅員の問題などがあり、自転車レーンを整備することは難しいかもしれませんが、今後、極力この自転車レーンをつくるような働き掛けも是非県警の方からお願いしたいと思います。

それから、以前にもお話しいたしましたが、平塚市内に一昨年5月にサイクルポリスをつくっていただきました。これは自転車を提供していただいたということで、県の方の予算についてはほとんど使わないでも済む形で、このサイクルポリスができました。2年弱たったわけですが、このサイクルポリスは、子供たちに対して自転車の乗り方を教えてあげるなどといった点で、非常に有効かなと思っています。これまでのサイクルポリスの活動で何か参考にすべき

ものがあったのか伺います。

交通総務課長

湘南平塚サイクルポリスですが、マウンテンバイクに自転車用ヘルメットという装備を充実させた平塚警察署による自転車部隊です。平塚市内において交通指導、取締り、学童の見守り活動、交通安全教育などに従事しており、地元でも認知度が高くなっております。特に、小回りが利く、その装備が人目を引くという自転車部隊としての特性を生かして、国道などの幹線道路はもとより、駅周辺の歩行者や自転車の通行量が多い道路あるいは通学時において活動しているところです。そのような活動の中で市民に対して自転車の模範走行を示し、また自転車の安全利用を啓発することにつながっていると考えております。その平塚市内における昨年中の自転車事故ですが、発生件数、死者数、負傷者数のいずれも前年よりも減少しているところです。また、自転車講習制度の運用開始日である昨年6月1日ですが、湘南平塚サイクルポリスがキャンペーンを行っており、その様子がテレビや新聞に取り上げられております。このように湘南平塚サイクルポリスについては、平塚市内における自転車事故の減少、あるいは自転車運転者講習制度の周知に貢献していると考えているところです。

赤井委員

まだ1年だけですからこの先どうか分かりませんが、1年だけでも貢献してきたということ自身はすごいなとも思いますので、是非、全県下にできれば展開していただきたいと思います。

要望を申し上げます。この自転車運転者講習制度の運用を開始されて以降、自転車の安全利用に対する県民の関心は依然として高いところであります。県警察におかれましては、引き続き本制度の適正な運用に配慮するとともに、交通指導、取締り、交通安全教育、通行環境の整備などの諸対策を関係機関、団体と一体となって推進していただきたいと思っております。

次に、先ほども話がありましたが、川崎市の中予1年生の男子生徒が殺害されてちょうど1年を迎えるわけですが、こういった事件の再発防止のためには、学校との連携が非常に大事だということで学校連携の話もありました。大磯町との協定締結により、これで全市町村と警察との連携制度ができ上がったとお聞きしておりますが、県警では学校と警察の橋渡し役としてスクールサポーターを配置していると伺っております。

まず、このスクールサポーター制度を導入した経緯について伺います。

少年育成課長

この制度を導入した経緯については、平成17年に広島県と栃木県で下校途中の女子児童が連れ去られ殺害されるという凶悪事件の発生があり、これを受けてまず警察庁において児童の安全対策の強化を目指して制度の検討がなされました。その後、警察庁が子供を非行や犯罪被害から守るために、学校内や登下校時における子供の安全対策を強化する方針の下で、平成19年4月1日から全国的にスクールサポーター制度を導入しております。

赤井委員

このスクールサポーターは、現在、神奈川県内でどの程度のメンバーで、どういった地域に派遣されているのでしょうか。

少年育成課長

現在、管内に学校がない横浜水上警察署を除く 53 警察署に女性 6 名を含む 55 名を配置しておりますが、管内の面積や学校数を勘案して小田原警察署と厚木警察署にはそれぞれ 2 名、そのほかの警察署には 1 名を配置しております。

赤井委員

この 4 月から増員されるとも伺っております。この増員のメンバーについては、5 名ほど伺っているのですが、どこに配置されるのかが決まっているのであれば伺います。

少年育成課長

配置する警察署については、特に学校数が多くスクールサポーターの負担が大きい平塚警察署、大和警察署、青葉警察署、茅ヶ崎警察署、相模原南警察署の各警察署に配置を予定しております。

赤井委員

このスクールサポーターについては私も余り理解をしていなかったのですが、どういう方がなられているのか、また、そのスクールサポーターという方はどういう立場、身分に当たるのでしょうか。

少年育成課長

スクールサポーターには長年警察官として実務経験を積んだ退職警察官の中から、少年警察官として適格性を有していて熱意があると認められる者を採用しております。また、スクールサポーターの身分については非常勤の警察職員であります。捜査に従事したり捜査書類を作成したりすることはできません。

赤井委員

捜査することができない、身分的には OB という形で、そのスクールサポーターは登下校の見守りや点検などを行うと伺いました。その方々については、例えば、服装、ユニフォームなどがあるのか、また具体的にどのような仕事を日常的にされているのか伺います。

少年育成課長

スクールサポーターには、特に制服はありません。普段、帽子と腕章といった共通のものを用意しており、これを身に付けております。平素の業務については、警察と学校、そして地域の橋渡し役です。管内の学校を定期的に訪問し児童の安全確保に関する支援活動、学校への地域安全情報の提供、さらには少年の非行防止教育や犯罪被害防止教育等に取り組んでおります。

赤井委員

中学校、小学校、それぞれ数が相当あります。平塚は今度から 2 人になるかもしれませんが、スクールサポーターが警察署管内で 1 人ということになると、1 年間で 1 回ぐらいの回数しか学校に行かないのかなと思っております。具体的にその辺はどのようなサイクルで回っているのでしょうか。

少年育成課長

昨年中のスクールサポーターの活動実績について御説明させていただきます。まず、学校への訪問回数については、合計で 2 万 3,025 回を計上しており、本県の小学校、中学校、高等学校等が 1,655 校ありますので、1 校当たり平均約 14 回訪問していることとなります。

赤井委員

土曜日、日曜日を除いてという点では、スクールサポーターの方については相当ハードなのかなとも思います。しかし、そのことによって、小学生、中学生の非行の防止にもつながってくるのかなと思っていますが、具体的にこのスクールサポーターの方はどのような活動をされているのでしょうか。

少年育成課長

具体的な活動については、例えば、出勤した際に前の日に管内で発生した児童の安全に関する事件・事故、少年事件について警察署内で情報を収集して整理し、そして、あらかじめ立てた計画に基づき、学校訪問あるいは管内のパトロール、学校における非行防止教室の開催、各種会合の開催などを行っております。また、それぞれの地域の実情に応じた不審者警戒、またサポートチーム活動に取り組む場合には出勤時間をスライドして朝の挨拶活動や見守り活動等に取り組んでおります。

赤井委員

朝早くから夕方まで、それこそ9時17時の勤務というわけにはいかないわけで、非常に大変だと思います。さらには、安全確保活動という話もありましたが、この辺については具体的にどういった活動をされているのか伺います。

少年育成課長

児童の安全確保活動については、地域安全情報の収集や提供をはじめとし、児童・生徒の登下校時の見守り活動のほか、学校施設の点検や助言、さらには不審者が侵入した場合の防犯訓練といった活動に取り組んでいます。

赤井委員

今、説明していただいたような活動で、最初に申し上げた川崎の中学1年生が殺害されてしまったような事件を防止していかなければならないと思っています。実際にスクールサポーターが動いて、こういった事件がストップできたという事例は今までありましたか。

少年育成課長

効果的な活動事例については、例えば、児童に対する付きまとい事案が連続発生したことを受けて、学校と連携し児童や保護者に対する注意喚起を行いながら通学路の見守り活動に取り組んだところ、被疑者特定に結び付く情報の入手に至り、その結果、被疑者検挙につながった事例があります。また、非行グループが横行していた中学校に対して関係機関や関係団体が一体となって対策に取り組む、いわゆる少年サポートチーム活動に主体的に関わって校内巡回をはじめ、学校周辺での声掛けや補導活動、さらには学校内での環境美化活動などに粘り強く取り組み、問題を解消させたといった事例があります。

赤井委員

目に見えないこういった動きによって様々な事案を事前にストップさせることができるという点では非常に大事だと思います。特に今、子供たちの見守りという点ではいろいろな形のものがありますが、警察官のOBがいろいろな点で自分たちの持っている知識、経験を生かしてできるという点では、このスクールサポーター制度は非常に大事だと思います。

最後に要望を申し上げます。スクールサポーター制度を導入されてから来年

で10年目を迎えるわけですが、このスクールサポーターの活動、今後ますます重要性を増してくると思います。是非スクールサポーター制度を有効に活用して学校と警察の連携をより一層深めていただき、将来を担う少年の健全育成と安全確保を図っていただきたいと申し上げて、私の質問を終わります。